

2. 国民年金の種類

日本に住んでいる20歳以上60歳未満の方は、全員が国民年金加入者です。
加入者は職業などによって3つのグループに分かれます。
それぞれ加入の手続きや保険料の納付方法が異なります。

自営業・農林漁業・学生・無職の方などで
20歳以上60歳未満の方

第1号
被保険者



加入の手続きは？

市役所 国保年金課

保険料の納め方は？

自分で納めます

厚生年金に加入している
会社員・公務員などで70歳未満の方

第2号
被保険者



加入の手続きは？

勤務先

保険料の納め方は？

お給料から天引き。
(厚生年金保険料に含まれています。)

*平成27年10月から、共済年金が厚生年金に統一されたことにより、公務員や私立学校教職員も厚生年金に加入することになりました。

*65歳以上で、老齢年金などの受給資格がある方は第2号被保険者にはなれません。この場合、扶養されている60歳未満の配偶者は第3号被保険者ではなく、第1号被保険者となるため届け出が必要です。

第2号被保険者に扶養されている
配偶者で20歳以上60歳未満の方

第3号
被保険者



加入の手続きは？

配偶者の勤務先

保険料の納め方は？

不 要
(配偶者の加入する年金制度が負担)

希望して加入できる人

加入の手続きは？

市役所 国保年金課

保険料の納め方は？

自分で納めます

任意
加入
被保険者

・海外在住者
海外に在住している日本人で20歳以上65歳未満の方

・年金を満額に近づけたい方
日本国内に住む60歳以上65歳未満の方

・年金受給権を得たい方
65歳以降70歳になるまでに受給権を確保できる方